

山口県報

平成27年
12月22日
(火曜日)

目 次

- 規則
- 山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………
- 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（給与厚生課）……………
- 山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則（学事文書課）……………
- 山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）……………
- 山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）……………
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則（情報企画課）……………
- 山口県観光審議会規則（観光振興課）……………
- 山口県観光審議会規則を廃止する規則（観光振興課）……………
- 公安委規則
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十三号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正す

る。

第三百一条第二号ロ(1)の表中

山口県観光審議会	観光事業に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務	観光振興課
----------	-------------------------------	-------

を削り、同号ロ(2)の

表中

山口県労働審議会	労働者の福祉、雇用及び就業の促進並びに職業能力の開發に関する事項についての調査及び審議に関する事務	労働課
----------	---	-----

を

山口県観光審議会	観光に関する重要事項についての調査及び審議並びに観光の振興に関する施策についての建議に関する事務	観光振興課
山口県労働審議会	労働者の福祉、雇用及び就業の促進並びに職業能力の開發に関する事項についての調査及び審議に関する事務	労働課

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十四号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年山口県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附則第十七項中「附則第五条第一項に掲げる」を「附則第五条第一項の表の中欄に掲げる法律による」に改める。

別記第五号様式の注4を次のように改める。

4 「5 厚生年金保険法等の適用」の欄は、休業補償を受けようとする者が県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第2項の表の上欄に掲げる法律

別記第41号様在中

山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと)

納 税 証 明 請 求 書

「 (自動車税用)

山口県収入証紙
貼付け欄
(消印しないこと)

自 動 車 税 納 税 証 明 請 求 書

- 1 / 山口県中小企業制度融資申込みのため
 - 2 競争入札参加のため
 - 3 営業許可、更新、報告のため
 - 4 自動車 (登録番号) の抹消、名義変更等のため
 - 5 その他の目的 ()
- 番号)の抹消、名義変更等のため」に

年度	税 目	期別・区分	納付(納入)すべき額 円	納付(納入)済額 円	未 納 の 額 円	法定納期限等

年度	期別・区分	納付(納入)すべき額 円	納付(納入)済額 円	未 納 の 額 円	法定納期限等

同様式を同様式(その1)と同一同様式(その1)の前2次のものに加える。

第42号様式(その1)(第16条関係)
(一般用)

山口県収入証紙
貼 付 け 欄
(消印しないこ
と。)

納 税 証 明 請 求 書						
年 月 日			請求者	住 所		
山 口 県 知 事 様 (県 税 事 務 所 長)				氏 名	㊟	
						個人番号又は 法人番号
						住 所
						氏 名
証明書の 使用目的	1 山口県中小企業制度融資申込みのため 2 競争入札参加のため 3 営業許可、更新、報告のため 4 その他の目的 ()					証明書の請求枚数
上記の目的に使用するため下記事項の証明を請求します。						
年度	税 目	期別・区分	納付(納入)すべき額	納付(納入)済額	未 納 の 額	法定納期限等
			円	円	円	
上記のとおり相違ないことを証明します。						
年 月 日						
山 口 県 知 事 (県 税 事 務 所 長) ㊟						

注 / 1 請求者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 請求者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあつては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。
なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第四十三号様式の二中

納税管理人承認申請書

「(不動産取得税・自動車税用)

納税管理人承認申請書

「次のとおり 税の」を「次のとおり 不動産取得税の」に改め、同様式を同様式(その二)とし、同様式(その二)の前記次のように加える。

第43号様式の2 (その1) (第17条関係)
(一般用)

納 税 管 理 人 承 認 申 請 書

年 月 日

山 口 県 知 事 様
(県 税 事 務 所 長)

住 所 (所 在 地)

氏 名 (及 び 代 表 者 氏 名)

個 人 番 号 又 は 法 人 番 号

山口県税賦課徴収条例第6条第1項の規定により、次のとおり 税の納税管
理人を変更したいので申請します。

		(郵便番号)			
納税管理人	住所 (所在地)	電話番号 (電話)	局	番	
	氏名 (名称)	職 (事業 種目)			
備 考					

上記のとおり 税の納税管理人になることを承諾します。

年 月 日

住 所 (所 在 地)
氏 名 (及 び 代 表 者 氏 名)

注 個人番号又は法人番号は、申請者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあつては、同条第5項に規定
する法人番号)を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

戻り票四十五号様在中

災害等による期限延長申請書

「(不動産取得税・自動車取得税・自動車税・狩猟税用)

災害等による期限延長申請書

め、回覧を回覧(その1)と、回覧(その1)の前2次のように加える。

第47号様式（その1）（第20条関係）
（一般用）

県 税 減 免 申 請 書					年 月 日	
山口県知事様 （山口県税事務所長）						
郵便番号						
住所名						
申請者氏名						
（電話局番）						
個人番号又は法人番号						
山口県税賦課徴収条例第 条第 項の規定により、下記のとおり県税を減免されるよう申請します。						
記						
年度	期月別	税 目	税 額	減 免 申 請 額	番 号	備 考
			円	円	第 号	
減免を受けようとする理由						

添付書類

減免を受けようとする理由を証明する書類

- 注
- 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（法人にあつては、同条第5項に規定する法人番号）を記入してください。
- なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

印

「届出者所在地
（特別徴収義務者）
代表者氏名

印

を

「届出者所在地
（特別徴収義務者）
代表者氏名
法人番号

印

を

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

を

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

に改め、同様式の裏を次のように改め

№。

(裏)

- 注 / 届出者の法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記入してください。
- 2 「届出事項」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 3 「利子等の種類」欄は、次に掲げる利子等のうち該当するものの番号を○で囲んでください。

1 特定公社債以外の公社債の利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の
2 銀行預金利子	収益の分配で公募以外のもの
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等
4 勤務先預金等の利子	の収益の分配
5 合同運用信託の収益の分配	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
6 公社債投資信託のうち公募公社債	14 定期積金の給付補てん金
投資信託以外の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
7 郵便貯金利子	16 抵当証券の利息
8 国外一般公社債等の利子等	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の	益
差益	18 外貨建預貯金等の為替差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益	19 一時払養老保険、一時払損害保険
の分配	等の差益

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	25
2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	26
法人税割額 (25又は26×700)	27
外国の法人税等の額の控除額	28
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	29
利子割額の控除額 (控除した金額 ⁽²⁷⁾)	30
差引法人税割額 (27-28-29-30)	31
既に納付の確定した当期分の法人税割額	32
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	33
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ⁽⁴⁵⁾	34
この通知書により納付すべき法人税割額 (31-32-33+34)	35
算定期間中において事務所等を有していた月数	36
均等割額 $\text{円} \times \frac{35}{72}$ ⁽³⁷⁾	37
既に納付の確定した当期分の均等割額	38
この通知書により納付すべき均等割額 ⁽³⁷⁻³⁸⁾	39
この通知書により納付すべき県民税額 ⁽³⁵⁺³⁹⁾	40

セ

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	26
2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	27
法人税割額 (26又は27×700)	28
外国の法人税等の額の控除額	29
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	30
利子割額の控除額 (控除した金額 ⁽²⁸⁾)	31
差引法人税割額 (28-29-30-31)	32
既に納付の確定した当期分の法人税割額	33
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	34
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ⁽⁴⁶⁾	35
この通知書により納付すべき法人税割額 (32-33-34+35)	36
算定期間中において事務所等を有していた月数	37
均等割額 $\text{円} \times \frac{36}{72}$ ⁽³⁸⁾	38
既に納付の確定した当期分の均等割額	39
この通知書により納付すべき均等割額 ⁽³⁸⁻³⁹⁾	40
この通知書により納付すべき県民税額 ⁽³⁶⁺⁴⁰⁾	41

シ

利子割額 (控除されるべき額)	41
控除した金額 (27-28-29と(41)のうち少ない額)	42
控除しきれなかつた金額 ⁽⁴¹⁻⁴²⁾	43
既に還付を請求した利子割額	44
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ⁽⁴¹⁻⁴⁴⁾	45

セ

利子割額 (控除されるべき額)	42
控除した金額 (28-29-30と(42)のうち少ない額)	43
控除しきれなかつた金額 ⁽⁴²⁻⁴³⁾	44
既に還付を請求した利子割額	45
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ⁽⁴²⁻⁴⁵⁾	46

シ

法人名				
主たる事務所等の所在地				
事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	資本金の額又は出資金の額	円
税務官署の処理状況	年 月 日		資本金等の額	円
本県申告	申告期限の延長月数	県 民 税 月	事業 税 月	
		年 月 日	法 人 区 分	地方税法第72条の 適用

円

法人名				
主たる事務所等の所在地				
事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	資本金の額又は出資金の額	円
税務官署の処理状況	年 月 日		資本金の額及び資本準備金の額の合算額	円
本県への申告	申告期限の延長月数	県 民 税 月	事業 税 月	
		年 月 日	法 人 区 分	地方税法第72条の 適用

円

別記第五十九号様式甲

法人名 _____ 主たる事務所等所在地 _____

円

法人名 _____ 法人番号 _____

主たる事務所等所在地 _____

円

円

別記様式六十二号様式甲

法人名										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

法人番号										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

別記様式六十二号様式甲

郵便番号

申請者住所氏名

④

(電話番号)

郵便番号

住所

請求者氏名

④

に改め、同様式の注を同注1とシ、同注

個人番号又は法人番号

以下のものに加える。

- 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあつては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。
なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

別記様式六十二号様式甲

氏名	住所	(電話 局 番)
----	----	----------

を

氏名	住所	(電話 局 番)
----	----	----------

に改め、

同様式の注中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 特別徴収義務者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあつては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。

別記第九十六号様式中

郵便番号

甲 請 者 住 所 名 所 名 (特別徴収義務者) 氏 名 局 (電話 番) ①

郵便番号

甲 請 者 住 所 名 所 名 (特別徴収義務者) 氏 名 局 (電話 番) ①

① 同様の注を回共一

個人番号又は
法人番号

② 回共二のちのち

- 2 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあつては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

別記第九十八号様式中

氏 名 ① を

氏 名											
個人番号又は 法人番号											

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

を

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあつては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

① 同様の注

県監報印部部部

「 郵便番号
 出 住 所
 者 所 名
 (特別徴収義務者) 氏 名
 (電話 局 (番))」

「 出 住 所
 者 所 名
 (特別徴収義務者) 氏 名
 (電話 局 (番))」

個人番号又は
 法人番号

「 2」 回送のやりかた

2 届出者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあつては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。
 なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

「 届出係印」

「 郵便番号
 出 住 所
 者 所 名
 (特別徴収義務者) 氏 名
 (電話 局 (番))」

「 出 住 所
 者 所 名
 (特別徴収義務者) 氏 名
 (電話 局 (番))」

個人番号又は
 法人番号

「 2」 の次に次のように加える。

2 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあつては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。
 なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

「 届出係印」

「 出 住 所
 者 所 名
 (電話 局 (番))」

「 住所(居所)
 出 告 者 氏 名
 (電話 局 (番))」

個人番号又は
 法人番号

「 2」 の次に次のように加える。

2 申告者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあつては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。
 なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

「 届出係印」

株式会社

個人番号又は
 法人番号

「 2」

「 2」 の次に次のように加える。

に係る償却資産

「 2」

別記第三百三十一号様式(その二)中

納税義務者	
-------	--

を

納税義務者									
個人番号又は法人番号									

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による督促状等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 剛 政

山口県規則第六十七号

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

山口県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年山口県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

住所	(電話 局 番)
----	----------

を

住所	(電話 局 番)
個人番号又は法人番号	

に改め、同様式の注中2を3と

し、1の次に次のように加える。

- 2 特別徴収義務者又は納税者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。
なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

別記第三号様式中

郵便番号

甲 請 者 住 所 (特別徴収義務者) 氏 名 (電話 局 番) ①②

を

甲 請 者 住 所 (特別徴収義務者) 氏 名 (電話 局 番) ①②

甲 請 者 住 所 (特別徴収義務者) 氏 名 (電話 局 番) ①②

個人番号又は法人番号

に改める。

- 2 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

「 届出郵便番号」

郵便番号

届出者住所氏名 (電話 局 番) ㊦

(特別徴収義務者又は納税者) 氏名

郵便番号

届出者住所氏名 (電話 局 番) ㊦

(特別徴収義務者又は納税者) 氏名

個人番号又は法人番号

個人番号又は法人番号

㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦

「 届出郵便番号」

- 2 届出者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。
- なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

「 届出郵便番号」

郵便番号

申請者住所氏名 (電話 局 番) ㊦

(特別徴収義務者) 氏名

郵便番号

申請者住所氏名 (電話 局 番) ㊦

(特別徴収義務者) 氏名

個人番号又は法人番号

個人番号又は法人番号

㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦

「 届出郵便番号」

- 2 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。
- なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

「 別記第九号様式」

住所 (電話 局 番) ㊦

住所 (電話 局 番) ㊦

個人番号又は法人番号

個人番号又は法人番号

㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦

㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦

「 一の次の番号」

- 2 納税者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。
- なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

「 届出郵便番号」

郵便番号

申請者住所氏名 (電話 局 番) ㊦

(納税者) 氏名

郵便番号

申請者住所氏名 (電話 局 番) ㊦

(納税者) 氏名

個人番号又は法人番号

個人番号又は法人番号

㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦

「 次の番号」

- 2 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第5項に規定する法人番号)を記入してください。
- なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

「 届出郵便番号」

郵便番号

申請者住所氏名 (電話 局 番) ㊦

(納税者) 氏名

郵便番号

申請者住所氏名 (電話 局 番) ㊦

(納税者) 氏名

郵便番号
住所
氏名
母氏名
(納税者) (電話) (印)
個人番号又は
法人番号

に改め、同様式の注を同注1とし、同

注に次のように加える。

- 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（法人にあつては、同条第5項に規定する法人番号）を記入してください。
- なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式による産業廃棄物税納入申告書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十八号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則（平成十六年山口県規則第五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

山口県観光審議会規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十九号

山口県観光審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、おいてませ山口県観光振興条例（平成二十七年山口県条例第四十八号）第二十三条第四項の規定に基づき、山口県観光審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 第四条の規定は、部会の会議に準用する。

(幹事)

- 第七条 審議会に、幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、商工労働部観光振興課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県観光審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十号

山口県観光審議会規則を廃止する規則

山口県観光審議会規則（昭和四十五年山口県規則第十三号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和六十年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「別表第三」の下に、「第四号を除く。」を加え、本則に次の一条を加える。

（条例別表第五の公安委員会規則で定める区域）

第六条 条例別表第五第一号の公安委員会規則で定める区域は、別表第二に掲げる区域とする。

2 条例別表第五第二号の公安委員会規則で定める区域は、別表第三に掲げる区域とする。

3 条例別表第五第三号の公安委員会規則で定める区域は、別表第四に掲げる区域とする。

4 条例別表第五第四号の公安委員会規則で定める区域は、別表第五に掲げる区域とする。

5 条例別表第五第五号の公安委員会規則で定める区域は、別表第六に掲げる区域とする。

別表第二中、「（第三条関係）」を、「（第三条、第六条関係）」に、「市道竹崎・宮田線」を、「市道竹崎・園田線」に改める。

別表第三中、「（第三条関係）」を、「（第三条、第六条関係）」に改め、第十号を第一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 宇部市相生町の区域のうち街区符号九番の区域

別表第四から別表第六までの規定中、「（第三条関係）」を、「（第三条、第六条関係）」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（「市道竹崎・宮田線」を「市道竹崎・園田線」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

平成二十七年十二月二十二日
発行

発行人

山口県知事